

桐生市公告第 32 号

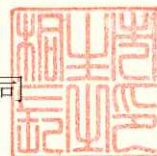
令和8年2月24日付け桐生市公告第25号により公告した、桐生農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び計画変更理由書を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に関して意見のある市民は、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8年 3月 3日

桐生市長 荒 木 恵 司



1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和 8年 3月 4日

至 令和 8年 4月 2日

2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

桐生市役所（農林振興課）

桐生市織姫町1番1号